

令和7年4月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和7年4月18日 午後2時00分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名	1番 川村耕一	2番 沼尾綾乃	3番 池田雄一	4番 阿久津一男
		5番 川村光代	6番 渡邊毅	7番 小池毅	8番 手塚幸子
		9番 神山守	10番 佐藤修一	11番 吉原浩之	
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	18名	12番 大嶋明男	13番 秋元光藏	14番 北山隆	15番 伏木俊夫
		16番 大島一比古	17番 酒主学	18番 福田重勝	19番 星野由紀夫
		20番 福田正明	21番 佐々木俊久	22番 大貫宣秀	23番 西巻光次
		24番 福田浩一	25番 福田隆夫		27番 村上隆
		28番 富田順子	29番 青木容子		
欠席推進委員	26番 大島昭吾				
傍聴人	なし				
事務局	局長 大嶋正浩	係長 吉澤喜代子	副主幹 佐藤達起	主査 鶴見英明	
農業公社	局長 常盤紀生				

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第8号	農地法第5条の規定による許可の取り消しについて
第4	報告第9号	農地法第5条の規定による許可の取下げ願について
第5	推薦第10号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第6	報告第11号	農地法第18条（通知）について
第7	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第26号	日光農業振興地域整備計画の重要変更について
第9	議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について
第10	議案第28号	買受適格証明願（農地法第5条第1項関係）について
第11	議案第29号	非農地証明願について
第12	議案第30号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名全員であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 推進委員につきましては、18名中17名の出席であります。 推進委員の大嶋昭吾委員から欠席する旨の届出がありました。 なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。 ただ今から、令和7年4月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。 （議事日程を朗読） それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。 2番 沼尾綾乃委員、11番 吉原浩之委員を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
小池毅議長	
大嶋局長	
大嶋局長	

議	長	続いて、日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議はございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。
議	長	続いて、日程第3、報告第8号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （佐藤副主幹挙手） はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹		総会資料1ページをお開き下さい。 報告第8号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」ご説明いたします。こちらは平成7年9月29日付栃木県指令上農政第5－20104号で許可された一般住宅を目的とする5条許可申請となります。取り消し理由につきましては、譲受人が住宅建築を中止した事によるものです。なお、農地法5条の許可は、農地転用と所有権移転を許可するものであり、許可が取り消しとなった場合には、所有権も前所有者に戻ることにありますが、今回は前所有者がすでに亡くなっていることから、相続全員の連名による手続きとなっております。以上です。
議	長	報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （「なし」の声あり） それでは次に移ります。
議	長	日程第4、報告第9号「農地法第5条の規定による許可の取下願について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （佐藤副主幹挙手） はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹		総会資料2ページをお開きください。報告第9号「農地法5条の規定による許可の取下げ願について」ご説明いたします。 こちらは、太陽光発電設備を目的とし、令和7年2月26日付で申請のあった5条許可申請案件であり、先月の総会議案として提出をいたしましたが、10日前に取り下げの申し出があったため議案からは削除したものにになります。取り消し願いの提出日は令和7年3月28日となります。以上です。
議	長	報告ではございますけれど、ご質問等ございますか。 （「なし」の声あり） それでは次に移ります。
議	長	日程第5、報告第10号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （佐藤副主幹挙手） はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹		総会資料3ページをお開きください。 報告第10号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請案件は8件ございました。内、6件につきまして許可書を交付しております。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和7年3月19日。4件につきましては令和7年3月19日付指令番号日農委指令第5－58号から5－61号で許可書を交付しております。残りの2件につきましては、令和7年3月28日付指令番号日農委指令第5－63号から5－64号で許可書を交付しております。この2件は常設審議会の意見聴取を行ったためこちらの日付となっております。

		なお、その他、2件の許可申請がございましたが、こちらは都市計画法の開発許可と同日付の許可となり、4月に入ってから許可となるため、来月の総会にて報告をさせていただきます。以上です。
議 長		報告ではございますけれども、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） よろしいでしょうか。次に移ります。
議 長		日程第6、報告第11号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （ 鶴見主査挙手 ） はい、鶴見主査。
鶴 見 主 査		議案第11号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。総会資料は5ページから7ページになります。本案件は農地法第18条第6項の規定により通知があったことの報告となります。渡し人、受け人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。件数は8件で、1番が農業委員会、2番から8番が市農業公社の貸借権の解約となります。なお、解約案件の1番、3番から8番について、中間管理権の設定が予定されております。以上報告いたします。
議 長		同じく報告であります。ご質問等ありますでしょうか。 （ 「なし」の声あり ） それでは次に移ります。
議 長		日程第7、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。今月の現地調査は情報発信活動部会が担当しております。 はじめに、渡邊部会長から全体説明をお願いいたします。 （ 渡邊部会長挙手 ） はい、渡邊委員。
渡 邊 委 員		今月は情報発信活動部会が担当いたしました。4月16日に2班体制で現地調査を行いました。第1班は福田重勝委員、北山隆委員、私、渡邊が担当いたしました。第2班は沼尾綾乃副部会長、福田隆夫委員、小池会長が担当しました。 案件の内容ですが、3条申請が7件、農業振興地域整備計画の重要変更が2件、5条申請が2件、買受適格証明願が1件、非農地証明願が1件です。 3条の1番は沼尾副部会長、2番が福田隆夫委員、3番は沼尾副部会長、4番、5番は福田隆夫委員、6番7番は私、渡邊が、そして農業振興地域整備計画の変更の1番が北山委員、2番が福田重勝委員、5条の1番が福田重勝委員、2番が北山委員。非農地証明願を北山委員が担当いたします。買受適格証明願については事務局より説明があります。以上です。
議 長		それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。 （ 沼尾委員挙手 ） はい、沼尾委員。
沼 尾 委 員		私は、総会資料1ページ議案第25項の1番を担当いたしました。本申請は日光市小百地内において、贈与を目的とした3条申請です。譲渡し人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。申請地は小百地内、旧日光市立小百小学校から東へ約800メートルに位置しております。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は田です。 現地調査の写真による説明をさせていただきます。写真のとおり、現在、管理されて整地をされておりました。譲受人は経営農地を適切に管理し、家族二人でそば等を作付

		けています。取得後はそばの作付けを予定しております。利用権はありません。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会報告をお願いいたします。 （ 渡邊委員挙手 ）
渡 邊 委 員		はい、渡邊部会長。
議	長	部会検討いたしました、特に問題はないだろうということで、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
		ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 川村耕一委員挙手 ）
川 村 委 員		はい、川村委員。
議	長	これは贈与ですけれども、何か譲渡し人と譲り受け人の関係は何かあったのですか。
鶴 見 主 査		事務局お願いします。
		この譲渡し人と譲受人の間には、先代の時に交換のような形で約束をしていたそうなのですが、登記が済んでいなかったため、今回、3条の贈与ということで手続き、申請をした形です。
議	長	他に何かご質問ございますか。よろしいですか。 （ 「なし」の声あり ） それでは、質疑を終結し採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 （ 福田隆夫委員挙手 ）
福 田 委 員		はい、福田委員。 私は総会資料8ページから9ページにまたがって、議案第25号の2番を担当しました。本申請は、日光市野口地内において、売買を目的とした3条申請です。 申請人、申請地等については資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は20筆になりますが、大きく分けて日光杉並木と東武線の間の1筆。日光市内に向かって、日光街道の右側7筆、左側12筆に点在しています。譲り渡し人は2名の共有になっておりますが、別の人が管理しておりました。申請地は旧日光市野口小学校から東へ1キロメートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は田、畑。現況は田、畑、山林です。 現地調査の写真による説明。この地番〇〇—〇に関しては、何も作付けしていない状況になっておりますが、今後、譲渡し人に適切に管理するよう申し入れて、お願いしています。次に、この写真の地番〇〇〇—〇、〇〇〇—〇、〇〇〇—〇、〇〇〇—〇。次の写真。〇〇〇—〇、〇〇〇—〇、〇〇〇—〇。こちらは反対側になります。日光街道の反対側で〇〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇—〇、〇〇〇—〇、〇〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇—〇、〇〇〇、こちらが〇〇〇、〇〇〇—〇、以上になりますね。譲受人は耕作農地を適切に管理し、家族3名で水稻、野菜等を作付けしています。申請地は譲受人の近くであり、購入後は、水稻、野菜等の作付けを予定しております。なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議	長	続いて、現地調査後の検討・協議の結果を、部会より報告願います。 （ 渡邊部会長挙手 ） はい、渡邊部会長。

渡 邊 委 員	部会で検討しましたが、今説明がありましたように、若干、耕作放棄地状態のところがありますが、譲受人にしっかり管理していただくということで、特に問題ないだろうということで許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	それでは、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 川村光代委員挙手 ） はい、川村委員。
川 村 光 委 員	現況で、山林というのが2筆あったのですが、写真では山林というのはちょっと確認できなかったのですけれども。農地法は現況主義だから、本来、山林の現況のまま売買は出来ないのも、もしかして、現況というのが違っているならば、こちらの現況は直して、許可証を渡すようなのかなという気はします。
鶴 見 主 査	現況につきましては、写真でこの奥2筆が課税台帳では現況は山林になっていますが、現況は畑の状況でした。
川 村 光 委 員	申請書の現況は山林で上がってきているのですか。
鶴 見 主 査	そうです。現況は山林で上がってきています。
川 村 光 委 員	それは訂正して渡さないと、法務局で何か言われる可能性があるのも、現地を見てきたので、直してもいいんじゃないでしょうか。
鶴 見 主 査	了解しました。
議 長	それでは、ご指摘の通りお願いいたします。 他に何かご質問ございますか。 （ 「なし」の声あり ） ないようですので、採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することについて、賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員であります。 よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決めます。
議 長	続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。 （ 沼尾副部会長挙手 ） はい、沼尾副部会長。
沼 尾 委 員	私は総会資料9ページ。議案25号の3番を担当しました。 本申請は、日光市小来川地内において、贈与を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は、日光市小来川地内、小来川地区センターから北へ約400メートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は田、現況は田です。 現地の調査の写真、こちらはしっかり管理されておりました。譲受人は、経営農地を適切に管理し、家族2人で水稻、野菜等を作付けしております。取得する農地では、野菜の作付けを予定しております。利用権はありません。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	続いて、現地調査後の検討・協議の結果について、部会報告願います。 （ 渡邊委員挙手 ） はい、渡邊部会長。
渡 邊 委 員	これも部会で検討いたしました、特に問題はないだろうということで、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	それでは、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議	長	(「なしの声」あり) 何かありませんか。よろしいですか。それでは質疑を終結いたします。 採決に移ります。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。 よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決します。
議	長	続いて、番号4番について担当委員の報告を求めます。 (福田隆夫委員挙手)
福田隆委員		はい、福田委員。 私は総会資料9ページから10ページにまたがって議案第25号の4番を担当しました。本申請は、日光市和泉地内において、賃借を目的とした3条申請です。 賃貸人、賃借人等については資料のとおりです。申請地等についても資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は、19筆になりますが、日光市立今市小学校から西へ約250メートルから700メートルに位置しております。 公図による説明。申請地は19筆で登記簿地目は田、畑、現況は田です。 現地調査の写真による説明。こちらが和泉地内の地番〇〇、〇〇—〇、〇〇の写真です。こちらが〇—〇。こちらが〇〇〇、〇〇〇。こちらが〇〇—〇、〇〇〇—〇、〇〇〇—〇、こちらが〇〇〇—〇、〇〇—〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇—〇、〇〇—〇、〇〇、〇〇、〇〇、だいたい2ヶ所ぐらいに分かれて点在しています。賃借人は農業生産法人で、経営農地を適切に管理しており、水稻、野菜等を作付けしております。取得する農地でも水稻、ジャガイモ等の作付けを行う計画です。利用権はありません。現在経営している拠点の近くであり、取得後も作付けを行う計画です。補足で、賃借人は北海道千歳市に本店を置く、資本金1,000万円の株式会社です。現在、北海道に田11万平方メートル、畑21万平方メートルの農地を所有し、水稻、ジャガイモ等を作付けしております。申請地に新たな拠点を設け、水稻、ジャガイモ等を作付けする計画で、農作業の従事者は6名を予定しております。
議	長	なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続いて現地調査後の検討・協議の結果を、部会より報告願います。 (渡邊部会長挙手) はい、渡邊部会長。
渡邊委員		部会で検討いたしました、これも特に問題はないだろうということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (佐々木委員挙手)
佐々木委員		はい、佐々木委員。 借り人は、前回の議案での瀬川地内でも出ていると思いますが、かなり瀬川を中心に農地の取得なり、賃借、そういったものをされておりますが、北海道に拠点があって瀬川にも、先月の話では、事務所みたいなものがあるというような話をされたのですけれど、実際は、地元はどんなふうに出て止めているのでしょうか。どんどん瀬川地内近辺の農地が、その借り人に管理されるというか、場合によっては取得されているという状況もあるものですから。その辺の何か心配なり、問題なり、そういったものは地元としては出てきてはいないのでしょうか。
議	長	(鶴見主査挙手) はい、鶴見主査。

鶴 見 主 任	3条申請の申請者との間の情報しか分からないのですが、これから貸借とか売買をされる方が、借り人はどんな会社なのでしょうかね。と、そのような話を窓口に来てされる方もいます。これまで売買や貸借していますが、地元のニーズじゃないですけど、なかなか、今後、農地を耕作するのが難しいとか、自分でやれないとか、そういう方もいまして、そういう時に借り人から話があって、売買とか貸借をしているような状況のようです。 先月もお話しましたが、現地調査でこのところ何回も、この近辺、借り人が貸し借り、購入した農地を見えていますけれども、農地は適正に管理されているような状況です。そんな情報しかないですけど。そんな状況です。
佐 々 木 委 員	特別、担い手は。農政課ではどう考えているんですか。 その辺は、特別、農政課とは別に話し合いする必要はないかと思いますが。借り人が担い手になるということになりますよね。この地域では将来。農政課との絡みです。
鶴 見 主 査	そうですね。農政課とは、情報交換・情報提供はないですけども、農政課でも借り人が農業法人で、瀬川でよく耕作しているという情報はあがっていると思いますけれども。
議 長	それでは、例えば、地元の委員さん何か見解等ありましたら。 （ 手塚委員挙手 ）
手 塚 委 員	はい、手塚委員。 借り人は、管理はしっかりやってくれていますね。土手の草刈りなんかも、今年からよくやってもらっています。 昔、線路ができる時に耕作しやすいように土地を貸し借りし、税金なども払っていましたが、今回貸し人が急に土地を返してくれと言ってきたらしいです。今まで交換していた人も書類を取り交わしていなかったため、仕方ないと土地を渡したといったトラブルはあります。それで借り人が作るのはどうかと思うこともあります。 借り人は、農地をしっかりと管理はされているので、まあいいかなとは思いますが。周りとしては。この貸借の期間はないのですか。
鶴 見 主 査	10年です。
手 塚 委 員	10年ですか、はい。
議 長	今回、手塚委員の自宅はすぐ近く、隣接するくらい近いので、深刻に感じていることだと思いますけれども。 （ 佐々木委員挙手 ）
佐 々 木 委 員	はい、佐々木委員。 1点だけ、販売物。米とかいろいろなもの、野菜等を作っているのかな、実際に。まだ、これから。その販売というのは地元で売なのか、その辺は別に確認はされていないですか。売り方、販売、北海道に持っていったらいいのか。地元で売なのか、直売所か。
鶴 見 主 査	3条申請の中ではそこまで出てこないの。
佐 々 木 委 員	とにかく、地元で多少なりとも不安があるということであれば、農業委員会でやる事じゃないですけども、農政課と上手く調整されたいいいのではないかと思います。すみません。
議 長	他に何かご意見、ご質問ありませんか。 （ 神山委員挙手 ）
神 山 委 員	はい、神山委員。 先ほどの管理面という形で、書類上は分からないのですけれども、瀬川地区ですね。大谷川公園の上から瀬川の集落の間のところに、たまたま家のおばあちゃんの実家がありまして、けっこう行ったり来たり、今でもさせていただいていますけれども、実際、去年の秋口からですか、いろいろその貸し借りとか、売買とかやられていると思いますが、実際この春になってから、作付け関係とか、田起こしとかいろいろ始まっていると思います。大体、3人1組くらいの若い子達が、ダンプなどに肥料をたくさん載せて、

		トラクターと一緒に、トラックのブルドーザーみたいのを付けて管理をしたり、今後、草刈り関係なんかもやるような形での姿は、最近見かけるようになりました。そういうふうな光景は見られています。だから、管理的には問題ないかと思いますけれども、以上です。
議	長	ご意見ということで。他に何か。 (川村耕一委員挙手)
川 村 委 員		はい、川村委員。
鶴 見 主 査		先ほど、6名くらいの従業員を使うという話が出ていたみたいですが、これは参考までに、地元の人を雇うのか、北海道から来るのかというのはわかりませんか。
		経営計画が出されていて、その中で3名については住民票を日光市に移して作業をしています。プラス3名の方は、こちらに応援として来るということですので、市外からの転入者ではないと思います。
議	長	よろしいですか。他に何かご質問ありますか。 (手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚委員。
議	長	ちなみに、ここの田をやるのは東京の人です。 (北山委員挙手)
北 山 委 員		はい、北山委員。
議	長	昨日、田おこししていましたよ。耕運。途中でしたね。 どうでしょう、いかがでしょう、他に。 (手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚委員。
		1番目の写真を見せてください。線路を渡っている、その赤線のちょっと上の四角のところが、今まで税金払っていて使わせてもらっていた人が返してくれて言われて、土地を交換していたけど、その土地を交換できないままに使うようになっている。〇〇—〇〇。それも、借り人が草刈りをしていました。
議	長	〇〇—〇と交換したんですか。
手 塚 委 員		どこと交換してあったのかよくわかりませんが。交換先はもらっていないみたいです。すみません、ありがとうございます。
議	長	他に何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。 それでは、採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、番号4番は原案のとおり許可することに決めます。
議	長	続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。 (福田隆夫委員挙手)
福 田 隆 委 員		はい、福田委員お願いします。
		私は、総会資料10ページ議案第20号の5番を担当しました。
		本申請は、日光市瀬川地内において、売買を目的とした3条申請です。申請人、申請地等については、資料のとおりです。案内図による説明。申請地は日光市立今市小学校から北東へ約400メートルに位置しております。
		公図による説明。登記簿地目は田、現況は田です。
		現地調査の写真による説明。譲受人は前出の農業法人、議案第25の4番と同じ農業生産法人で、従業員6人で水稻、野菜等を作付けしております。こちらが写真ですが、前後、奥とその手前がその生産法人のブルーベリーの間に田が今回の申請地です。
		申請地は、現在経営している農耕地の近くであり、取得後も水稻の作付けを予定しております。

		なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	続いて、現地調査後の検討・協議の結果について部会報告をお願いいたします。 (渡邊部会長挙手) はい、渡邊委員。
渡 邊 委 員		これも部会で検討いたしましたが、特に問題はないだろうということで、許可相当の判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。よろしいですか。 (「なし」の声あり) それでは、採決にうつります。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号5番は原案のとおり許可することに決します。
議	長	次に、番号6番について担当委員の報告を求めます。 (渡邊部会長挙手) はい、渡邊委員。
渡 邊 委 員		私は、総会資料10ページ議案第25号の6番を担当いたしました。本申請は日光市沢又地内において、売買を目的とした3条申請です。申請人、申請地等については資料のとおりです。 案内図による説明をします。申請地は日光市立小林中学校から西へ2キロメートルに位置しています。 公図による説明ですが、登記簿地目は畑、現況は田、山林です。 現地調査の写真による説明ですが、譲受人は経営農地を適切に管理し、水稻、野菜を作付けしています。購入後は水稻、野菜の作付けを予定しております。 なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	続いて、現地調査後の検討、協議の結果を部会より報告願います。 (沼尾委員挙手) はい、沼尾副会長。
沼 尾 委 員		部会で検討いたしましたが、特に問題はないだろうということで、許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ここで担当部会以外の皆さま方のご意見ご質問等をお受けします。 (大島一委員挙手) はい、大島委員。
大 島 一 委 員		さっきと同じで現況山林とありますが、現況だから、山林という言葉は出てこないですよね。
鶴 見 主 査		こちらは現況山林ということですから、税務の課税台帳上の山林ということで、現況は畑ということですね。
大 島 一 委 員		言葉通り、現況はどう見ても、耕作されていれば畑は畑でいいんじゃないですか。 課税台帳は前のデータで、あくまでも書面上だから、現地調査だったら山林じゃなくて、紛れもなく、こうやってみれば農地だから、現況は現況ということで現地調査を我々が行く場合は現況で表示した方がいいんじゃないですか。
鶴 見 主 査		前にも指摘を受けたのですが、これはあくまでも申請の課税台帳による現況で申請を受けていまして、議案を送付する時点では、どうしても間に合わないの、実際、現場を見てきて、現況が課税台帳上の現況と違っているというのが判明する形になります。

大 島 一 委 員	今、言ったように、嫌な思いをしないように、当然、それで発送して許可証がでると、今は現地まで、昔はなかったけれど、確認して、これは違うじゃないとか、嫌な思いしますから、できるだけそこですり合わせて、今後はやっていった方が良い気がします。今は現地まで行くんですよ。農地転用すると。法務局は、前はやらなかったけれど。どういう証明か知らないけれど、山林とかいうと、いらぬ手間がかかったり、持っていた人が登記申請する時には、そういった問題が出るかもしれないけれど、川村委員が言ったように、将来は、将来というか、できるだけ早く現況ですり合わせしていった方が良いような気がします。申請の受け付けの段階で、そういうのが、ちょっと難しいけれど。
鶴 見 主 査	やり方をちょっと検討したいと思います。
大 島 一 委 員	よろしくお願いします。
議 長	前に出てきた通り、それに準じて対応をお願いしたいと思います。
	他に何かご質問はございますか。
	(「なし」 の声) よろしいですか。
	それでは採決に移ります。
	番号6番について採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員であります。
	よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決します。
議 長	続きまして、番号7番について担当委員の報告を求めます。
	(渡邊委員挙手)
渡 邊 委 員	はい、渡邊部会長。
	私は、総会資料10ページ。議案第25号の7番を担当いたしました。
	本申請は、日光市土沢地内において、売買を目的とした3条申請です。
	申請人、申請地等については資料のとおりです。
	案内図による説明ですが、申請地は日光宇都宮道路土沢インターチェンジから北東へ約900メートルに位置しています。
	公図による説明ですが、登記簿地目は田、現況は田です。
	続いて現地調査の写真による説明ですが、譲受人は、経営農地を適切に管理し、家族2人で水稻、野菜を作付けしています。購入後は水稻の作付けを予定しております。
	なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	続いて、現地調査後の検討・協議の結果について、部会より報告願います。
	(沼尾委員挙手)
沼 尾 委 員	はい、沼尾副会長。
	部会内で検討しましたが、特に問題はないだろうということで、許可相当と判断しましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
	(佐々木委員挙手)
佐 々 木 委 員	はい、佐々木委員。
	1反分200万という、非常に高い金額ですが、どうということではないと思いますが、ちょっと気になりました。
議 長	意見ということで。よろしいですか。
	他に何かご質問ございますか。
	(「なし」 の声)
	それでは採決にうつります。番号7番について原案のとおり許可することに賛成の農

		業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号 7 番は原案のとおり許可することに決します。
議 長		それでは日程第 8、議案第 26 号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題とし、番号 1 番の担当委員の報告を求めます。 (北山委員挙手) はい、北山委員。
北 山 委 員		私は、総会資料 11 ページ議案第 26 の 1 番を担当しました。本申請は日光市明神地内において貯木場及び駐車場を目的として、農用地区域からの除外、農振除外申請をする案件です。申出人及び申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は東武日光線明神駅から北西へ 900 メートル離れた位置に位置しております。 公図による説明。登記簿は田、現況も田です。周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は河川です。 土地利用図による説明。現地には行政書士が立ち会いをし、杭打ちがしてありました。申出人は、木材の製材及び販売業を主な目的とする、昭和 29 年に設立した法人です。現在、申し出地の隣接地に事務所、工場を構えていますが、貯木場及び業務用車両の駐車スペースが不足しているため、申し出地を利用したいと考えました。農振除外後は農地転用の許可も申請する予定です。申し出地には貯木場及び駐車場を設置する計画です。なお、既存の施設と一体で使用する場合、都市計画法の開発許可が必要となるため、今回は申し出地と既存の施設の出入り口を分け、直接通行できない形態にすることで、別体の取り扱いになっております。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透します。
議 長		現地の写真による説明。困っておりますが、左隣が乾燥施設になっています。そこに鉄でずっと柵がしてありまして、防音対策のためにその間に板をはっているみたいですが、今回は一体化ということではないのでフェンスを建てるような話でした。出入り口が別になって、土地利用図と同じように、出入り口が右下となっておりますので。以上のことから、周りに及ぼす影響がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
渡 邊 委 員		それでは、引き続き部会報告をお願いします。 (渡邊委部会長挙手) 部会で検討いたしました、これも特に問題はないだろうということで、許可相当と判断しましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		それでは、情報発信部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (神山委員挙手) はい、神山委員。
神 山 委 員		申出人と所有者が違いますが、これは何か契約上、貸し借りなど発生しているのですか。
議 長		(佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。
佐 藤 副 主 幹		そちらは 5 条許可申請の際に示されます。
議 長		他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり) それでは採決にうつります。 番号 1 番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号 1 番は、原案のとおり変更妥当と決します。
議 長		続いて、番号 2 番について担当委員の報告を求めます。 (福田重委員挙手)
福 田 重 委 員		はい、福田重勝委員。 私は、総会資料 1 1 ページ、議案第 2 6 号の 2 番を担当しました。 本申請は、日光市沢又地内において、非農地証明願を目的として農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外申請による用途区分の変更の案件です。 申出人及び申請地等は資料のとおりでございます。 案内図による説明いたします。申請地は沢又地内、小林中学校から西へ約 2 キロメートルに位置しております。 公図による説明。登記簿地目は畑。現況は山林でございます。周囲の状況ですが、東側は田、西側も田、南側は道路、北側は田でございます。 土地利用図による説明いたします。現地には行政書士が立ち会いました。申請地の非農地証明願いを申請するために、申請する計画で杭打ちがしてありました。給排水はありません。 以上のことから、周りに及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議 長		続いて、部会報告をお願いします。 (渡邊部会長挙手)
渡 邊 委 員		はい、渡邊部会長。 部会で検討いたしましたが、これも特に問題点はないだろうということで、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 よろしいでしょうか。 (「なし」の声あり) はい、それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号 2 番は原案のとおり変更妥当といたします。
議 長		日程第 9 議案第 2 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし番号 1 番について担当委員の報告を求めます。 (福田重勝委員挙手)
福 田 重 委 員		はい、福田重勝委員。 私は、総会資料 1 2 ページ議案第 2 7 号の 1 番を担当いたしました。本申請は日光市小倉地内において太陽光発電を目的として転用する案件でございます。申請人、及び申請地等は資料のとおりでございます。 案内図による説明。申請地は小倉地内。JR 文挾駅から南へ約 1 5 0 メートルに位置しております。 公図による説明をいたします。登記簿地目は山林、現況は畑でございます。周囲の状況ですが、東側は道路、西側は山、山林ですね。南側は畑、北側も山林になっております。 土地利用図による説明をいたします。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を

		太陽光発電に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水はありません。この太陽光発電の周りにはフェンスを設置する計画でございます。
		以上のことから周りに及ぼす影響はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。
議	長	続いて部会報告をお願いいたします。
		(渡邊部会長挙手)
渡 邊 部 会 長		部会で検討いたしましたが、これも特に問題はないだろうということで許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議	長	それではここで担当部会以外の皆さま方のご意見、ご質問等をお受けいたします。
		(吉原委員挙手)
吉 原 委 員		はい、吉原委員。
		昨今、非常に太陽光発電にするとということで申請を伺っていますけれども、ちなみにちょっと聞きたいのは、このＲＪイプシロンという会社は日光市内もしくは栃木県地内に他に太陽光発電設置しているという現況はあるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですが。
議	長	(佐藤副主幹挙手)
		はい、佐藤副主幹。
佐 藤 副 主 幹		こちらは法人の登記簿が提出されていますが、令和６年に設置された法人であり、市内県内に実績はない状態です。
吉 原 委 員		わかりました。ありがとうございました。
議	長	他に何かご質問等はございますか。
		(「なし」の声あり)
		ないようですので、採決したいと思います。番号１番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
		挙手全員であります。
		よって、番号１番は原案のとおり許可することに決めます。
議	長	はい、続いて番号２番について担当委員の報告を求めます。
		(北山委員挙手)
北 山 委 員		はい、北山委員。
		私は、総会資料１２ページ議案２７号の２番を担当しました。本申請は、日光市千本木地内において、売買を目的とする転用する案件です。申請人及び申請地等は、資料の通りです。
		案内図による説明。申請地は東原中学校から、南西へ２８０メートルに位置しています。農地区分は、第三種農地であり、農振農用地には該当しません。
		公図による説明。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況は、東側は畑、西側は道路、南側は道路、北側も道路です。
		土地利用図による説明。現地には、行政書士が立ち合いました。杭打ちもしてありました。譲受人は現在アパートに妻子と住んでいますが、手狭なため、申請地に隣接する〇〇〇番の土地を買い受け、住宅を建築する予定です。それに伴い申請地を住宅地への進入路として、利用したく申請に至りました。申請地に砂利を入れ、宅地への進入路として利用する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透です。この現地調査の写真ですけど、このパイロンが置いてある所に杭が打ってありまして、この部分が申請地です。
		以上の事から周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、引き続き部会報告をお願いいたします。

渡 邊 委 員	部会で検討いたしました。これも特に問題はないだろうということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見ご質問と等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） 採決いたします。 番号2番について、原案の通り許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員であります。 よって、番号2番は、原案の通り許可することに決します。
議 長	続いて、番号3番について事務局の説明を求めます。 （ 佐藤副主幹挙手 ） はい、佐藤副主幹。
佐 藤 副 主 幹	議案第27号の3番についてご説明をいたします。申請地は農振農用地であり、3月の総会におきまして、用途区分の変更について、ご審議いただきました農地となります。3月に、用途区分変更の手続きが完了いたしまして、今回農地法第5条の申請となりました。尚、こちらにつきましては、当初と計画に変更がないことから、今回は調査部会による現地調査は行わず、事務局からの説明のみとさせていただきます。 それでは改めて、申請内容の説明をさせていただきます。本申請は、塩野室地内におきまして、農作業所車庫を目的とした賃貸借による5条申請となります。申請地は、日光市リサイクルセンターから南東へ約2.8キロの位置にございます。登記簿地目は畑、現況も畑となっております。周囲の状況は、東側が宅地、西側も宅地、南側は道路、北側は宅地となっております。土地利用計画ですが、敷地内に建築面積600平方メートルの農作業所及び農作業機械の駐車スペースを設ける予定です。こちらのほうが新たな建物となります。また、大型車の転回スペースとしてこちらのスペースを使用するという計画になっております。尚、敷地には既に農業用倉庫が無許可で建てられており、そちらにつきましては、始末書のほうが添付されております。転用にあたり、新たな給排水はございません。雨水につきましては、敷地内の自然浸透となります。尚、前回の総会后ご質問頂いた事ではありますが、こちらは面積が1000平方メートルを超えておりますが、農業用施設につきましては、都市計画法の開発許可の対象外となることから、今回は農地転用のみとなります。 現地の写真ですが、こちら先月現地調査の際に撮られたものとなります。こちらの敷地を転用し、奥に建っている既存の建物が、今回始末書が添付されているものとなります。 以上周囲に及ぼす影響がないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、ご意見ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） 無いようですので採決いたします。番号3番について原案の通り許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員であります。 よって、番号3番は、原案の通り許可することに決します。
議 長	ここで休憩を挟みたいと思います。3時25分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。 （ 休憩 午後3時15分 ） （ 再開 午後3時25分 ）

議 長

佐 藤 副 主 幹

それでは再開します。

日程第10、議案第28号「買受適格証明願（農地法第5条第1項関係）について」を議題とし番号1番について事務局の説明を求めます。

（佐藤副主幹挙手）

はい、佐藤副主幹。

総会資料ページ議案28号の1番について説明をさせていただきます。

まず、初めに買受適格証明につきまして、改めて説明をさせていただきます。農地が裁判所の競売等に掛けられた場合その入札に参加するためには、「農地法の許可を受ける見込みのあるもの」であることを証明する書類が求められます。これは、農地が農地法3条または5条の許可を受けなければ所有権移転ができないことによるものです。こちらを証明するものが買受適格証明となります。申請地の落札後は改めて5条許可申請が行われ、総会においてご審議いただきます。こちらフローとなりますが、今回、適格証明願いの提出がされまして、現地調査と総会にかかります。こちらの承認が得られれば、適格証明書が発行されまして、それを添付しまして、公売に参加する。そして、落札された際には、改めて農地法5条の申請をしていただくという流れになります。この案件は、落札後の計画が転用の許可相当か、それにより証明が妥当かを審議していただくものとなります。

なお、今回につきましては、現地調査におきまして保留となった事項がございましたので、その対応も含めまして事務局から説明させていただければと思います。

それでは、案件について説明をさせていただきます。今回の願い出人及び願い出地につきましては議案書の通りです。本申請は日光市明神地内におきまして、国税局の公売にかけられた農地を取得し、駐車場を目的とした転用を予定している案件となります。

案内図となりますが、申請地は落合運動公園から北へ約250メートルに位置しております。

登記簿地目は畑、現況は雑種地となっております。周囲の状況は東側が雑種地、西側が宅地、南側は雑種地、宅地、北側は道路となっております。ご覧のように、願い出地周辺は分譲地の形態となっておりますが、こちらにつきましては昭和58年に一度、建売住宅を目的とした転用許可が出された経緯がございます。こちらの1筆だけでなく、数区画を一体で、不動産業者が農地転用の許可をとりましたが、最終的に売却されることなく残ってしまったのがこちらの土地になります。そのため、農地法上しては、農地転用許可を受けておりますが、転用は未完了であるという状態であり、現在も農地のままという取り扱いになります。そのため、今回、願い出人はこの土地を落札できた場合には、改めて農地法第5条の申請をしていただく必要があるものとなります。

土地利用計画ですが、願い出人は近隣に母親の自宅があり、自身も将来、この場所に移住することを考えておりますが、駐車場がない状態です。こちらがお母様の家ということです。今回、願い出地が公売に出されたことから、駐車場として利用するため、証明願いに至ったものです。給排水はございません。雨水につきましては、砂利敷きによる敷地内の自然浸透処理となります。

現地には願い出人が立ち会いしましたが、現地には境界を確認できるものが何もない状態でした。購買の条件を確認させていただいたところ、土地の境界につきましては、「落札者が隣接所有者と協議するもの」という条件付けがされておりまして、国税局からは特に土地の境界等、購買範囲が分かるものは何も示されていないとのことでした。適格証明は農地転用見込みを判断するものとなりますので、境界を確認し、明示したうえで手続きをしていただきたい旨のお話をしたところ、購入が確定していない段階で境界確認の負担までできないという回答であったため、現地調査をいったん保留させていただいたという流れになります。その後、事務局内におきまして検討をさせていただきましたが、農地転用におきまして、境界確定そのものは許可の条件とはなっておりません。ただ、境界は通常、明示させていただいておりまして、その理由といたしま

		しては、実際の場所と転用の申請がされている場所が異なってしまうケースや、隣接地への越境など、周辺への影響が生じてしまうケース等、境界トラブルを防ぐことがございます。このような、問題がないと判断できれば、境界協定書や確認書といった文書の締結や提出、測量による厳密な境界再現までは求めておりません。今回の案件では、周辺がこのように分譲地の形態をなしており、すでに建物がいくつか建てられている状態でございます。確認をしましたところ、法務局にこちらの土地が分筆された際の測量図も残されていることから、土地の境界の再現はある程度可能と考えられること。そして、今回は砂利敷き程度ということでございまして、境界付近に強固な構造物を設置する予定がないことから、境界によるトラブルが生じる可能性は低い事例と考えられます。そのため、今回は土地の落札後、5条の申請までに土地の境界を、ある程度、確認し明示することを指導としたうえで証明を発行する事で問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、皆さま方のご意見、ご質問等をお受けいたします。 (大島一委員挙手)
大島一委員		はい、大島委員。 ずいぶん、聞いていると、数多く問題点がありそうですけれど、佐藤さんが言ったような話でいくと、一番最初の境界が現地調査の場合、我々というか委員会で行った場合は明確になっていないというのですが、こうなったのは昭和55年でしたっけ。この開発時期は、56年。
佐藤副主幹		58年です。
大島委員		58年だと、もう、分譲計画はほぼ固まって、地積測量で、分譲計画で、グレードが上がってきた時期なので、55年からですから。その前がちょっとあやふやだったのですが、地積測量図があるのであれば、それに基づいて、厳密に言えば地積測量図、境界協定、この2種類、図面でいけば、現地確認が表示に杭打ちしていなくても、競売で、間もなく、来月の頭にやるようなんですけれど、期間入札が入っている場合には、もう目の前なので別に追い込まれることはないですが、これを基にすれば、杭があっても、実際、我々が現地調査する時は、地積測量図に基づいてメジャーで計ることはないので、その場所と面積、ほぼ、これに一致しているということであれば、過去にずっと審議してきたわけですから、これだけのものがあれば、これを中心に競売にかかっていれば、結論は何ら問題ないと個人的には思われます。そんな感じがします。だから今、発表があったように、複雑なようなんですけれど、これだけの地積測量図、あとは、当人同士で言えば、周囲の方の同意、地境の確認、これは当然やるでしょうから。裁判で、競売で競りというか、競売になった場合には、細かいところまでは、当人同士で関知しないですよ、普通ね。一般的には。だから、我々、委員会で行るのは面積と、ほぼ、これで、この部分を許可するかしないかを審議すれば、問題はないと思われそうですが。個人的な意見としては以上です。
議	長	ご指摘の意見ということでお受けいたします。他に何かございますか (「なし」の声あり) それでは採決にうつります。番号1番について原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって番号1番は原案のとおり証明妥当と決めます。
議	長	それでは日程第11議案第29号「非農地証明願いについて」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (北山委員挙手)

		はい、北山委員。
北 山 委 員		私は総会資料 14 ページ議案第 29 号の 1 番を担当しました。本申請は日光市沢又地内において、山林として利用しています。願い出人、願い出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願い出地は小林中学校から西へ 2 キロメートルの位置に離れています。 公図による説明。登記簿は畑、現況は山林です。 土地利用図による説明。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願い出地は昭和 40 年頃から山林として使用しています。60 年が経過しています。空中写真による説明。昭和 50 年撮影の空中写真が添付されており、50 年以上山林として経過しております。この赤で囲ってあるところが、この山林が今回の申請地ですね。 以上のことから証明することに問題がないと思われますので、ご審議のほどよろしく願います。
議 長		引き続き、部会報告をお願いします。 (渡邊委員挙手) はい、渡邊部会長。
渡 邊 委 員		部会で検討いたしましたが、特に問題点はないだろうということで、許可相当と判断いたしましたのでご審議のほどよろしく願います。
議 長		続いて、担当部会以外の皆様方にお意見、ご質問などをお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは採決いたします。番号 1 番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号 1 番は原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議 長		続いて、日程第 12、議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鶴見主査挙手) はい、鶴見主査。
鶴 見 主 査		議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明いたします。本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農地中間管理事業の推進に関する法律」の基本要項の第 6 の（１）の規定により日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」を決定するために審議を求められています。総会資料は 15 ページから 20 ページになります。件数は 11 件、面積は合計で 21 筆、60,731.91 平方メートルになります。設定する者、渡し人、設定を受ける者、受け人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりです。以上の計画の内容は「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項」の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長		それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。 よろしいでしょうか。 (「なし」の声あり) それでは採決いたします。議案第 30 号について原案のとおり同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。

議

長

よって、議案第30号について原案のとおり同意することに決定いたします。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、令和7年4月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。
大変お疲れ様でした。